

# 副市長レビュー（春）調書

1 部局名 (課名)	上下水道部 (お客さまサービス課)	
2 協議事項 (案件名)	合併処理浄化槽の普及促進による汚水衛生処理率の向上について (現行補助制度の継続)	
3 背景・現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独処理浄化槽設置家庭から排出される水質汚濁物質は、合併処理浄化槽設置家庭の約8倍もあり、公共用水域の汚濁負荷を高めているため、単独処理浄化槽設置家庭には、公共下水道への接続または合併処理浄化槽への設置替えを促進し、汚水衛生処理率向上を図る必要がある。</li> <li>・本市では、昭和63年より合併処理浄化槽設置者に対して設置工事費の一部を補助する補助金交付制度を設け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え促進を図ってきたが、平成26年度までの設置替え基数が減少し続けたため、平成27年に補助金交付要綱を改正し、設置替えを希望する者に対する補助金額を増額した。これにより、平成27年度以降の設置替え基数は増加傾向にある。</li> </ul>	
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度の補助金交付要綱改正の効果が表れているか、設置替えを行った者に対してアンケート調査を実施した。この結果、職員の戸別訪問、市の広報を通じて、浄化槽工事業者が補助金制度を前提とした合併処理浄化槽の設置を勧奨したこともあり、設置者がこの補助金制度を活用して設置替え基数が増加した。</li> <li>・補助金制度は、補助金ガイドラインにより3年ごとに評価をする。現要綱は平成29年度までとなっており、現行の制度を評価し、平成30年度以降の制度設計をする必要がある。</li> </ul>	
5-1 方向性の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の適用期間を3年間延長するよう、要綱を改正する。</li> </ul> 合併処理浄化槽設置基数の目標が達成されていないことや、平成27年度の制度改正以降は効果が表れていること、合併特例債の期限が平成32年度であることなどから、適用期間を延長する。	
5-2 論点  方向性の決定 に向け議論 する事項	補助金交付制度の継続の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金制度による効果</li> <li>・汚水衛生処理率のさらなる向上策</li> </ul>	
6 結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>■提案どおり進める</li> <li><input type="checkbox"/>サマーレビューで審議</li> <li><input type="checkbox"/>提案内容を一部見直して進める</li> <li><input type="checkbox"/>再度、調査研究等を行い検討</li> <li><input type="checkbox"/>その他</li> </ul>	具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 平成32年度までの補助制度としては、提案どおり進める。</li> </ul>
7 その他		